

八幡浜市ふるさと納税協力事業者募集要項

1 目的

本市へのふるさと納税の推進と地元特産品のPR及び販売促進を図るため、ふるさと納税を行った市外の寄附者に対して、「ふるさと八幡浜便り」として地元特産品を送付していただける協力事業者を募集します。

2 地元特産品の要件

次の①から⑥のいずれかに該当するもので市長が適当と認めたもの

- ① 市内で栽培、収穫された農作物
- ② 市内で水揚げされた水産物
- ③ 市内で栽培、収穫された農作物又は水揚げされた水産物を使用して、製造又は加工等された製品
- ④ 市内で製造又は加工等された製品
- ⑤ 市内で提供されるサービス
- ⑥ 特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件（平成31年総務省告示第179号）第5条各号のいずれかに該当するもの（別紙1）

3 協力事業者の要件

次の（1）から（3）のいずれにも該当する者

（1）次の①から⑦のいずれかに該当する者で市長が適当と認めた者

- ① 市内で農作物を栽培、収穫している者
- ② 市内で水産物を水揚げしている者
- ③ 市内で栽培、収穫された農作物又は水揚げされた水産物を使用して、製品の製造又は加工等を行っている者
- ④ 市内で製品の製造又は加工等を行っている者
- ⑤ 市内でサービスを提供している者
- ⑥ 市内で地元特産品を販売している者
- ⑦ 市内で製造又は加工等された製品を販売する者で、市内に事業所がないことがやむを得ないと認められる者

（※）製造又は加工等には、実質的な変更を加えない単なる農水産物の詰合せや製品の梱包などの簡易な作業は含まないものとする。

（2）市税の滞納がない者

（3）八幡浜市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない者

4 協力事業者のメリット

（1）八幡浜市が特産品や協力事業者をPRします。

八幡浜市のホームページ、各種ふるさと納税ポータルサイトや八幡浜市が作成するパンフレットなどに特産品と協力事業者名を掲載します。

(2) 商品の販路拡大につながります。

特産品発送時に自社のパンフレットなどを同封することにより、商品の販路拡大につなげることが期待できます。

5 提出書類

次の①から④までの書類を「9 提出先及び問合せ先」に持参、郵送、FAX又はメールにより提出してください。

①「ふるさと八幡浜便り」協力事業者申込書（別紙2）

(※) 複数の特産品を応募する場合は、特産品ごとに作成してください。

② 特産品の写真データ（カラーで撮影したもの）1枚以上

(※) 複数の特産品を応募する場合は、特産品ごとに提出してください。

(※) 画像（JPEG形式・1MB以上）は、メールにて提出してください。

③ 商品の説明などが記載されてあるパンフレット等

(※) パンフレット等を作成していない場合は提出不要です。

④ 事業者の概要

(※) 過去に応募している場合は提出不要です。

6 応募受付期間

随時申し込みを受付します。

7 協力事業者及び特産品の決定

提出書類を基に審査・決定を行い、結果を連絡します。

8 協力事業者として決定された場合の注意事項

(1) 個人情報の取扱いについて

特産品の発送のために、寄附者又は特産品の受取人の住所などの個人情報を提供します。

個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に基づくものとし、提供された情報は特産品発送のためだけに利用し、第三者へ提供するなど特産品発送以外の目的で利用することはできません。

(※) 市から提供を受けた個人情報をもとに、個別にダイレクトメールなどを送付することはできません。

(2) 特産品の登録数等について

同時に登録できる特産品の品目数は次のとおりとします。

● 申込サイト「ふるさとチョイス」及び返礼品カタログ
1業者につき20品目（定期便は含まない。）

● 申込サイト「さとふる」及び「楽天ふるさと納税」
制限なし

(※) 特産品は、年間を通じて品揃えできるものとし、季節商品の場合は、その季節中において品揃えできるものとし、

また、限定商品の場合は、一定の数量を確保できるものとします。

(※)「楽天ふるさと納税」に特産品を登録する場合は、「さとふる」にも同品を登録していることが条件となります。

(3) 特産品の金額設定について

特産品の金額は、「八幡浜市ふるさと納税における寄附及び特産品の金額区分一覧表(別紙3)」のとおりとし、金額には商品代金、梱包料及び消費税は含みますが、送料は含みません。

(4) 特産品の発送について

特産品は、協力事業者の責任において発送をお願いします。

(5) 特産品代及び送料の支払いについて

特産品を発送後、特産品代と送料の請求書を別々に作成し、「9 提出先及び問合せ先」に提出してください。

請求書が届いた日から30日以内に指定の口座に振り込みます。

(6) 苦情対応について

特産品の品質及び配送などに関して、寄附者から苦情があった場合は、協力事業者において真摯に対応し解決に努め、その内容については必ず「9 提出先及び問合せ先」に報告してください。

(7) 協力事業者の決定取消について

協力事業者が、次の①から④に該当する行為をしたときは、協力事業者としての決定を取り消します。

①「2 地元特産品の要件」に反する特産品を提供したとき

②「3 協力事業者の要件」に適合しなくなったとき

③「8 協力事業者として決定された場合の注意事項」の(1)から(6)を遵守しなかったとき

④ 本市に損害を及ぼす行為があったとき

(8) ふるさと納税制度の流れについて

「八幡浜市ふるさと納税の流れ(別紙4)」のとおりとします。

9 提出先及び問合せ先

〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市役所 総務企画部 政策推進課 ふるさと納税推進室

TEL : 0894-21-0408 (直通)

FAX : 0894-21-0409

E-mail : furusatotax@city.yawatahama.ehime.jp